

スペインの法制度の概要

遠藤 誠¹

I はじめに

日本における欧州法の研究では、従来、ドイツ法、フランス法及びイギリス法が、主な対象とされてきた。これに対し、他の欧州諸国の法律（スペイン法等）については、研究対象とされることが、比較的少なかったといえよう。しかし、ドイツ法、フランス法及びイギリス法以外の欧州諸国の法律についても、日本にとって参考となる重要な法制度や法実務運用があるのではないかと思われる。

とくに、スペイン法は、スペインの法制度であるということだけでなく、中南米諸国等の法制度にも多大な影響を及ぼしている。その意味で、スペイン法を研究する意義は大きいといえよう。

ローマ帝国の領土の一部であったイベリア半島では、5世紀初頭にゲルマン系の西ゴート王国が誕生した後、ムスリム勢力による侵攻とレコンキスタ（国土の回復）といった複雑な歴史が展開してきた。そのため、スペイン法は、歴史的には、ローマ、ゲルマン、キリスト教の影響を強く受けてきたといわれている²。

II 憲法

現行のスペイン憲法（1978年12月29日）³は序編から第10編までで全169条から構成される⁴。スペイン憲法は、20世紀における諸国の憲法を広範に参照し、新しい内容を大胆に採り入れたものといわれている。スペイン憲法の主な体系は、下表のとおりである⁵。

表:スペイン憲法の主な体系

¹ えんどう まこと、弁護士・博士（法学）。BLJ法律事務所（<https://www.bizlawjapan.com/>）代表。

² 『現代スペイン法入門』（日本スペイン法研究会、サラゴサ大学法学部、Nichiza 日本法研究班著、嵯峨野書院、2010年）4頁以下。

³ 1978年憲法は、1992年には、地方自治体選挙における外国人の被選挙権を相互主義の下に認める改正が行われ、また、2011年には、財政健全化に関する改正が行われた。

⁴ 第10編の後には、「附則」（全4条）、「経過規定」（全9条）、「廃止規定」（全3条）、「最終規定」が続く。

⁵ 本稿の「憲法」の項においては、基本的に、『スペイン憲法概要』（参議院憲法調査会事務局、2003年）に掲載の日本語訳に拠った。

序編	第 1 条～第 9 条
第 1 編 基本的な権利及び義務	第 10 条～第 55 条
第 2 編 国王	第 56 条～第 65 条
第 3 編 国会	第 66 条～第 96 条
第 4 編 内閣及び行政	第 97 条～第 107 条
第 5 編 内閣と国会の関係	第 108 条～第 116 条
第 6 編 司法権	第 117 条～第 127 条
第 7 編 経済及び財政	第 128 条～第 136 条
第 8 編 国の地方組織	第 137 条～第 158 条
第 9 編 憲法裁判所	第 159 条～第 165 条
第 10 編 憲法改正	第 166 条～第 169 条

1 統治機構

スペイン憲法は、第 2 編から第 9 編まで、国及び地方の統治機構について規定している。

スペイン憲法は、「議会君主制」(Monarquía Parlamentaria) を採っている (1 条 3 項)。これは、戦後ドイツの「社会的法治国家」概念と、イギリス及びベルギー等の「議会君主制」概念を融合させたものといわれている⁶。

国王は、「国家元首」であり、「国の統一性及び永続性の象徴」とされている (56 条 1 項)。国王は、法律の裁可・公布、国会の召集・解散、内閣総理大臣・閣僚の任免、宣戦布告等の重要な権限を有する (62 条、63 条) が、大臣副署制 (56 条 3 項、64 条) によって名目化されている。政治が正常に機能しているときは、国王は象徴的役割に徹するが、時には、仲裁者・調整者としての影響力を実際に行使してきたこと⁷が、「ファン・カルロス 1 世国王を戴く立憲君主制」に対する国民各層の絶大な信頼に繋がっているといわれている⁸。

⁶ 前掲『スペイン憲法概要』5～6頁。

⁷ 以下の 2 つの出来事をみると、スペインの国王のあり方は、日本の象徴天皇制とはかなり様相が異なるようである。①1981 年 2 月 23 日、約 200 人の兵士によりスペイン議会が占拠され、首相、閣僚及び議員が人質にとられるクーデター事件が発生した。ファン・カルロス 1 世国王は、全軍の指揮官にクーデターに賛同しないよう呼びかけ、国民にもテレビで平静を呼びかけた。その結果、兵士が投降し、クーデターは未遂に終わった。②2007 年 11 月 10 日、チリで開催された「イベロアメリカ首脳会議」の閉幕式で、ベネズエラのチャベス大統領が一方的に、「スペインのアスナール前首相はファシストだ」との批判を続けていた。それに対し、激怒したファン・カルロス 1 世国王は、「黙ったらどうかね？」(¿Por qué no te callas?) と一喝した。国王の上記の言葉は、スペインで携帯電話の着信音や T シャツの柄に利用されて商品化され、大ヒットした。その後、2008 年 7 月にチャベス大統領がスペインを訪問した際には、国王がこの T シャツをチャベス大統領にプレゼントし、チャベス大統領も印税に関する冗談でこれに応じる等、友好ムードで会談が行われた。

⁸ 前掲『スペイン憲法概要』7頁。

国会 (Cortes Generales) には、下院 (Congreso de los Diputados) と上院 (Senado) がある (66 条 1 項)。両院とも、議院の任期は 4 年である (68 条 4 項、69 条 6 項)。法律案は、まず下院が審議・可決し、その後、上院の審議に付する。上院が否決した場合でも、下院が再可決するか、上院の修正案を下院が承認又は否決することにより、法律案は成立する (90 条 2 項)。なお、内閣提出法律案は、議院提出法律案に優先する (89 条 1 項)。

内閣 (Gobierno) は、内政及び外政、民事行政及び軍事行政、並びに国防を指揮する (97 条 1 項)。内閣は、内閣総理大臣 (Presidente)、副総理大臣 (Vicepresidentes)、国务大臣 (Ministros) 等により構成される (98 条 1 項)。内閣総理大臣の候補者は、国王による推薦、下院による信任、国王による任命という手続により正式に任命される (99 条)。

スペイン憲法は、「内閣と国会の関係」につき、とくに 1 編 (全 9 条) をおいて、議院内閣制等について規定している。内閣は、政策遂行につき、下院に対し、連帯して責任を負う (108 条)。内閣総理大臣は、下院に対し、綱領又は一般政策宣言について、信任問題を提起することができ、下院議員の単純多数が賛成したときは、信任が与えられたものとみなされる (112 条)。下院は、絶対多数をもって不信任動議を可決することにより、内閣の政治責任を追及することができる (113 条 1 項)。当該不信任動議は、①下院議員の 10 分の 1 以上により提出されること、及び②内閣総理大臣の候補者を含むことが要件とされている (113 条 2 項)。もし、下院が当該不信任動議を可決したときは、内閣は国王に辞表を提出するとともに、当該不信任動議に記載された候補者が信任されたものとみなされ、国王により内閣総理大臣に任命される (114 条 2 項)。内閣総理大臣は、下院、上院又は国会の解散を具申することができ、国王が解散を布告する (115 条 1 項)。

司法権については、裁判官の独立 (117 条 1 項・2 項)、裁判の公開 (120 条) 等の原則が規定されている。司法管理機関たる「司法総評議会」(Consejo General del Poder Judicial) は、最高裁判所長官と、国王により任命された評議員 20 名で組織され、最高裁判所長官の候補者の推薦 (123 条 2 項) 等の権限を有する。刑事事件においては、陪審制が採用されている (125 条) ⁹。

通常の司法裁判所とは別に、憲法裁判所 (Tribunal Constitucional) が置かれている。憲法裁判所は、12 名の裁判官で構成され (159 条 1 項)、任期は 9 年である (159 条 3 項)。憲法裁判所は、①法律等の規範に対する「違憲の訴え」(recurso de inconstitucionalidad、161 条 1 項 a 号)、②基本的権利の侵害に対する「憲法訴願」(recurso de amparo、161 条 1 項 b 号)、③国と自治州の間の権限争議 (161 条 1 項 c 号)、④通常の司法裁判所における訴訟の過程で、適用する法律等の規範の憲法適合性に疑義が生じた場合に提起される「違憲審査」(cuestiones de inconstitucionalidad、163 条) を行うことができる。

スペイン憲法は、地方組織として「自治州」(Comunidades Autónomas) の設置を認めている。すなわち、「共通の歴史的、文化的及び経済的性格を有する隣接諸県、島嶼地域、

⁹ 「文献によれば、スペインにおける陪審裁判の件数は、極めて少ない。」との指摘がある (森下忠著「スペインの陪審制度 (上)」(『判例時報 2095 号』所収) 37 頁)。

及び歴史的な地方団体を有する諸県」は、自治を要求し、自治州を構成することができる（143条1項）。自治州が起草して国会に提出される「自治憲章」（Estatuto de autonomía）には、自治州の名称、境界、自治機関及び権限等を規定しなければならない（146条、147条）。憲法制定時に既に暫定的な自治権を獲得していたバスク、カタルーニャ及びガリシアの他にも、憲法施行後、各地方で次々と自治州が成立した¹⁰。

2 人権

11条3項は、「国は、イベロアメリカ諸国又は過去若しくは現在においてスペインと特別の関係を有する国々と、二重国籍に関する条約を締結することができる。これらの国々においては、その市民に互恵的権利が認められていない場合にも、スペイン人は、生来の国籍を失うことなく、帰化することができる。」と規定している。スペインとイベロアメリカ諸国との緊密な関係を反映したものといえよう。

日本国憲法で保障されているような基本的人権は、スペイン憲法でもほぼ同様に保障されている。但し、スペイン憲法にはいくつかの特徴的な点がある。①死刑の廃止を明言している（但し、戦時における軍事刑法が定める場合を除く。15条）。②国と宗教の関係につき、16条3項は、「いかなる宗派も国家的性格をもたない。公権力は、スペイン社会の宗教的信条を考慮し、カトリック教会及びその他の宗派との当然の協力関係を維持する。」と規定している。③名誉権、プライバシー権、肖像権（18条1項、4項）や、「真実の情報を自由に伝達し又は受け取る権利」（20条1項d号）について明文規定を置いている。④国防の義務（30条1項）及び兵役の義務（30条2項）を規定するとともに、「良心的兵役拒否」を認めている（30条3項）。⑤公衆の健康保護・増進（43条）、文化へのアクセス及び学問・研究の奨励（44条）、環境保全（45条）、歴史的・文化的・芸術的資産の保全・育成（46条）、土地の利用（47条）、青少年の保護（48条）、障害者の保護（49条）、高齢者の保護（50条）、消費者の保護（51条）のような社会政策的規定が数多く規定されている。⑥非常事態又は戒厳の宣言が決定されたとき（55条1項）や、武装集団又はテロリストの行動の調査（55条2項）に関して、一部の人権が停止されることがあることが明文で規定されている。

憲法に規定されている人権を擁護するため、国会により任命される「護民官」（Defensor del Pueblo）という制度が設けられている。護民官は、行政府の活動を監督し、国会に報告する権限を有する（54条）。

3 法令及び判決例

スペイン法における法源は、憲法の他に、法律、慣習及び法の一般原則がある（民法1条）。成文の規範たる法律が主要な法源である。判例は、法源とはいえないが、とくに最高裁判所の判例であれば、法律の解釈にあたり重要性を持つ。

¹⁰ 前掲『スペイン憲法概要』17頁。

スペインでは、制定者、制定手続、効力等により、さまざまな法の種類がある¹¹。

表:スペインにおける法の種類

名称	定義及び内容	憲法上の関連規定
組織法 (leyes orgánicas)	基本的権利及び公的自由の具体化に関する法律、自治憲章及び一般的選挙制度を承認する法律等。その承認・改廃には、下院の絶対多数が必要	81 条
通常法 (leyes ordinarias)	両議院の可決により成立する、一般的な意味での法律	79 条
基盤法 (leyes de base)	法律の地位を有する規範の制定を内閣に委任する法律。立法の委任の目的及び範囲、並びに委任立法権を行使する際に遵守すべき原則及び基準を定める	82 条 4 項、83 条
枠組法 (leyes marcos)	自治州議会に対する立法委任の範囲を画定する法律	150 条 1 項
基礎法 (legislación básica)	中央政府と自治州政府が権限を共有する事項（社会保障、行政契約、環境保護）に関する立法	149 条 1 項 17 号、18 号、23 号
政令法 (reales decretos-leyes)	特別かつ緊急の必要がある場合に、内閣が制定する暫定法規。国の基本的法秩序、市民の権利及び自由等に影響を及ぼすものであってはならない	86 条
立法政令 (decretos legislativos)	委任立法を内容とする内閣制定法規	85 条

スペインの法令を調査するための情報源（スペイン語）としては、「国家官報」（Agencia Estatal Boletín del Estado）のウェブサイト¹²が挙げられる。国の法律だけでなく、自治州の法令等も検索することができる。また、「LEX NOVA」というウェブサイト¹³及び「Noticias Jurídicas」というウェブサイト¹⁴でも、法令の検索ができる。

スペインの判決例を調査するための情報源（スペイン語）としては、「司法総評議会」

¹¹ 前掲『スペイン憲法概要』9～10 頁。

¹² <http://www.boe.es/legislacion/>

¹³ <http://portaljuridico.lexnova.es/legislacion>

¹⁴ <http://noticias.juridicas.com/>

(Consejo General del Poder Judicial) のウェブサイト¹⁵がある。また、「LEX NOVA」というウェブサイト¹⁶でも、判決例の検索ができる。

4 欧州連合 (EU) の影響

スペインは欧州連合 (EU) に加盟しており、スペインの法制度は、近時、ますます、EU の影響を強く受けるようになってきている。

例えば、地方自治体選挙における外国人の被選挙権を相互主義の下に認める 1992 年の憲法改正は、欧州連合条約 (マーストリヒト条約) の批准を受けたものであった。また、会社法関連の改正が EU 指令等に合わせる形で何度も行われてきている。

III 民法

スペインの民法典は、フランスのナポレオン民法典をモデルとしている。スペインの民法典の主な体系は、下表のとおりである¹⁷。

表：スペイン民法典の主な体系

序章 法規範、その適用と効果	第 1 条～第 16 条
第 1 編 人	第 17 条～第 332 条
第 2 編 物、所有権及びその変動	第 333 条～第 608 条
第 3 編 所有権取得の諸態様	第 609 条～1087 条
第 4 編 債権債務と契約	第 1088 条～第 1975 条

スペインの民法典の内容の多くは、日本の民法典と似通っている（もちろん、細かい違いは少なくない）が、以下、特徴的な点を中心に紹介する。

1 人の法

スペイン民法の姓名の原則（109 条以下）によれば、スペイン人は、1 つの名と、2 つの姓（まず父方の姓、次に母方の姓）を有する。但し、両親の合意により、姓の順序を逆にすることもできる（まず母方の姓、次に父方の姓）。子が成年に達すると、自分の姓の順序を入れ替えたり、姓を結合することもできる。成年年齢は 18 歳である（憲法 12 条、民法 315 条）。

2 物・所有権の法

¹⁵ <http://www.poderjudicial.es/search/index.jsp>

¹⁶ <http://portaljuridico.lexnova.es/jurisprudencia>

¹⁷ 前掲『現代スペイン法入門』71 頁。

物権には、(1)所有権と(2)制限物権がある。制限物権は、①用益物権（用益権、通行地役権等）、②担保物権（質権、抵当権等）、③取得物権（買戻権等）に分けられる¹⁸。

用益権は、所有権を制限するものであるが、スペイン民法は、用益権を「所有権を解体する敵」と捉え、①用益権の名義人が死亡したときは用益権が消滅するものとし（513条）、②用益権者が法人のときは用益権は30年で消滅するものとし（515条）、③用益権が複数人で継続するときは3代経過すると用益権が消滅するものとした（781条、787条）¹⁹。

3 債権債務・契約の法

契約は、合意により成立する（1258条）が、売買等における所有権の移転には、契約等の権限（título）だけでなく、引渡し（tradición）等の様式（modo）が必要である。すなわち、動産の場合は占有の移転、不動産の場合は契約の公正証書の作成が必要である（1462条）。実務上は、鍵の引渡しによる所有権移転が認められていることが多いともいわれている。二重譲渡については、動産の場合は善意の占有開始者に所有権が移転し、不動産の場合は先に登記をした者（登記が無いときは、善意の占有開始者）に所有権が移転する（1473条）²⁰。なお、スペインでは、一定の要件を満たせば、不動産登記について公信力が認められる²¹。

スペインの民法は、「契約自由の原則」も採用しているが、「消費者及び利用者保護一般法」等による法規制も多数存在する。

IV 商法・会社法

スペインの商法典は、1885年8月22日に公布され、1886年1月1日より施行された。その後、当時の植民地であったキューバ、プエルト・リコ及びフィリピンにおいても施行された。商法典の編別構成は、「第I編 商人及び商事一般」、「第II編 商事特別契約」、「第III編 海商」、「第IV編 支払停止・破産及び時効」となっている。しかし、社会経済情勢の変化に応じて数多くの改正や特別法の制定が行われてきたため、商法典から多くの重要な内容（例えば、株式会社、保険、手形、小切手等）が削除された状態となっている²²。

スペインの会社としては、主に、(1)人的会社として「合名会社」及び「(単純)合資会社」、(2)資本会社（物的会社）として「有限会社」、「株式会社」及び「株式合資会社」が認められている。合名会社及び（単純）合資会社の利用は非常に少ない。株式会社は、従来最も多く利用されてきた形態であったが、最近では、株式会社よりも有限会社の方が利用が多く

¹⁸ 前掲『現代スペイン法入門』98頁。

¹⁹ 前掲『現代スペイン法入門』111頁。

²⁰ 前掲『現代スペイン法入門』83頁。

²¹ 前掲『現代スペイン法入門』292～293頁。

²² 前掲『現代スペイン法入門』169～170頁。

なっている。

資本金たる「有限会社」、「株式会社」及び「株式合資会社」については、「資本会社法」（2010年7月2日法、2011年8月1日改正、2012年3月16日改正）が規律している。資本会社法によると、有限会社の最低資本金は3000ユーロ、株式会社の最低資本金は60000ユーロである（4条）。株式合資会社については、別途の規定がない限り、株式会社の規定の適用を受ける（3条2項）²³。

表：スペイン法における主な会社の種類

名称	スペイン語	意味
有限会社	Sociedad de Responsabilidad Limitada (S.R.L.又はS.L.)	持分に分割される資本が、会社の債務につき人的責任を負わない社員すべての出資により構成される会社
株式会社	Sociedad Anónima (S.A.)	株式に分割される資本が、会社の債務につき人的責任を負わない社員すべての出資により構成される会社
株式合資会社	Sociedad en Comandita por Acciones (S.Com.porA.)	株式に分割される資本が、社員すべての出資により構成され、社員のうち少なくとも1人は、無限責任社員として、会社の債務につき人的責任を負う会社

V 民事訴訟法

民事事件の第一審管轄裁判所には、通常の「第一審裁判所」（Juzgados de Primera Instancia）と「商事裁判所」（Juzgados de lo Mercanti）がある。商事裁判所は、破産・会社・広告・独禁・不正競争等に関する事件を管轄し、それ以外の事件は第一審裁判所が管轄する。これら第一審の判決に対して不服がある当事者は、合議制の県裁判所（Audiencia Provincial）に上訴することができる。第一審の判決に対して不服がある当事者は、訴訟手続に違法又は判例違反があったこと等の要件を満たす場合に限り、最高裁判所に上告することができる²⁴。

VI 刑事法

スペインでは、刑事法に関するいくつかの重要な原則は、憲法に規定が置かれている。

²³ 「資本会社法」の日本語訳については、黒田清彦著「スペイン『資本会社法』」を参照（『国際商事法務 Vol.40, No.9』に第1回が掲載され、以降、連載されている）。

²⁴ 前掲『現代スペイン法入門』206～207頁。

例えば、憲法 25 条 1 項は、「何人も、その行為がなされた時点において有効であった法律によれば、犯罪 (los delitos)、軽犯罪 (las faltas) もしくは行政違反罪 (infracción administrativa) にあたらない場合には、その作為もしくは不作為によって処罰され、または制裁を受けない」と規定し、罪刑法定主義及び刑罰不遯及の原則を採ることを明らかにしている。これを受けて、スペイン刑法は、憲法の規定をさらに具体化するため、①「その行為以前に、法律によって犯罪もしくは軽犯罪となることが定められていないいかなる作為または不作為も処罰されることはない」こと (11 条)、②「いかなる犯罪または軽犯罪も、その行為以前に法律に定められていなかった刑罰をもって処罰されない。同様に、保安処分を定める法律も遯及的な効力を有しない」こと (2 条 1 項)、③「訴訟手続法に従い裁判権を有する裁判官または裁判所が言い渡した確定判決によるのでなければ、刑を執行し、保安処分を執行することはできない」こと (3 条 1 項)、④「法律や法律を受けた規則によって指定されたものとは異なる方式において、また、法律の条文に明示されているところと異なる、あるいは、偶発的な事由をもって刑を執行し、保安処分を執行することはできない」こと (3 条 2 項) 等を規定している²⁵。

スペイン刑法は、保安処分の制度を採用している (95 条以下)。「陪審制にあっても、責任無能力者等に対して保安処分の言渡しがなされうること」は注目される²⁶。

スペインの刑事手続においては、捜査段階の予審制度がある。訴追は、検察官も私人も行うことができる。裁判管轄は、量刑や犯罪の種類等によって異なる。刑事訴訟で被告人が有罪となった場合、被害者やその親族等は、被告人に対し、損害賠償等を請求することができる。

VII 参考資料

以上、スペイン法の概要を簡単に紹介してきたが、スペイン法については、ドイツ法、フランス法及びイギリス法と比べると、日本語の文献・論文等は少ない。

そのような状況の中で、スペイン法全般に関する日本語による概説書として、『現代スペイン法入門』(日本スペイン法研究会、サラゴサ大学法学部、Nichiza 日本法研究班著、嵯峨野書院、2010 年)は、貴重な文献である。本稿を読んで、スペイン法全般をさらに詳しく知りたいと思った読者には、同書をお勧めしたい。

※ 初出：『国際商事法務 Vol.41 No.1』(国際商事法研究所、2013 年、原題は「世界の法制度 [欧州編] 第 4 回 スペイン」)。

※ 免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とする

²⁵ 前掲『現代スペイン法入門』119～120 頁。

²⁶ 森下忠著「スペインの陪審制度 (上)」(『判例時報 2095 号』所収) 37 頁。



ものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。